

# さんきゅうだより

〒190-0021 東京都立川市羽衣町 3-14-13

TEL /FAX 042-512-7541

E-mail: sanqtachikawa@tbz.t-com.ne.jp

<https://sanq-h.com/>

特定非営利活動法人 さんきゅうハウス



2023年8月発行

## 「ニューロダイバーシティ」という考え方から見えて来るもの

大沢 豊 (さんきゅうハウス理事長)

最近「ニューロダイバーシティ」という言葉を目にすることが多くなりました。ニューロダイバーシティとは自閉症スペクトラム当事者とその支援者によって2000年以降に作られた概念です。ニューロ(脳・神経)とダイバーシティ(多様性)を合わせた造語です。2005年に発達障害者支援法が施行され、知的障害を伴わない「発達障害」の人(自閉スペクトラム症、ADHD、学習障害など)がその対象とされています。発達障害者の支援者でもある村中直人さん(臨床心理士)はこの考え方は「すべての人がそれぞれに特性の異なる脳を持っている」という考え方なのだと述べています。「人間は根本的に同じだ」という思い込みが強いほど、『あるべき姿』から外れた人を『人としておかしい』と断罪するようになり、トラブルが起きやすくなる」と述べています。私たちが支援してきた生活困窮者の方々にもそうした方がいるように思います。

話は変わりますが、私は20年間立川市議会議員として仕事をしてきました。5年前に引退し、その最後の一般質問が「市の職員に『福祉専門職』を採用するよう求める」ものでした。身体・知的障害者福祉、精神障害者福祉、高齢者福祉の分野で介護者の安定した派遣がなかなか出来ていない。また生活保護行政でホームレスの人の支援の在り方がアパート保護ではなく、無料低額宿泊所(一部貧困ビジネスを含む)対応しか考えていないことがあったからです。福祉人材こそ、その現場に長く居て経験を積んでいなくては実態

が分からず、対応も不十分なことしかできないからです。最近江戸川区の生保受給者で孤立死された方のご遺体を放置したケースワーカーの事件がありました。在職1年目の方だそうです。

2018年当時の質問で「福祉分野での国家資格を持っている人は何人いますか?」という質問に市は「福祉現場で国家資格を持っている職員は1名です」と答弁しています。160名ほどいるはずの職員で、たった1名とは何ということだと思っていました。最近になって福祉職専門化問題について市の幹部は「全庁的に人に関心を持たない若い職員が増えている」と述べていることを知りました。これまで職員募集には成績優秀な人が安定した職場を求めて応募して来たのでこうした結果になったのではないかと思います。

ニューロダイバーシティ的考察で見れば、人への関心度などは人によって濃淡があり、「人よりものごとへの関心が強い」など様々であることが理解できます。行政の福祉職となれば人への関心の強い人が望まれます。

ちなみに調べてみたら、今年度の立川市職員の社会福祉分野では「社会福祉士資格を持つ人(学歴問わず)」を5名ほど募集していました。そこは一安心ですが、専門職として採用することにはなっていないようです。市の職員にも一般社会の人々にも様々な特性を持ち、福祉に関心の強い人が増えることを望んでいます。

## 生活保護費減額は違法

### ～新生存権裁判 10勝11敗～

神馬幸悦（新生存権裁判東京原告団 副団長）

東京及び全国で行われている生存権裁判について報告します。2013年8月から3年間で厚生労働省は生活保護基準を6.5%、最大で10%引き下げました。これについて全国29都道府県で千名を超える原告が訴訟を起こし闘っております。東京では先にはっさく裁判という名称で闘っており、これまで名古屋、大阪、福岡、札幌、京都、金沢、神戸、秋田、佐賀、熊本、東京（はっさく）、仙台、横浜、青森、和歌山、埼玉、滋賀、千葉、静岡の各地裁と大阪高裁で判決がありました。一昨年までは大阪地裁以外敗訴が続いていましたが、昨年からは熊本、東京（はっさく）、横浜、青森、和歌山、埼玉、千葉、静岡と嬉しい結果が出て5月現在10勝11敗です。

当初東京地裁以外では原告の意見陳述が認められた地裁が少なく敗訴が続きましたが、最近では意見陳述が行われる地裁が増加した事や物価高による生活苦が一般市民にも影響している事等があり勝訴が増えています。

しかし、4月14日の大阪高裁では、大阪地裁勝訴判決が覆り敗訴となりました。東京でも同じ事が起きないとは限らないので最後まで油断はできません。新生存権裁判東京は2018年10月29日の第一期日から2023年4月27日の期日まで19回公判が行われてます。コロナ禍で数回はできませんでしたが、それ以外では原告の意見陳述が1～2名で行われており、一人ひとりの苦しい生活状況が確実に裁判官に届いています。新生存権裁判東京ではこれまでの裁判ではあまり



4月27日東京地裁103号法廷は100人の傍聴席が埋まりました。

なかつたことが起きました。2020年1月15日の第6回目の期日に、

当時のF裁判長より被告（国）の対応について「泥縄式」との発言がありました。泥縄とは普段からの準備を怠り、いざことに直面して初めて慌てて対処に取り組み始める様を形容する言い回しです。「泥棒を捕まえて縄をなう」のことわざからきた表現ですが、まさかの発言でびっくりしました。その後F裁判長が退任し、現在の裁判長が赴任すると同時期に裁判官全員が入れ換わりました。異例のことなので、裁判がどうなるか心配もありましたが、これまでの意見陳述書や弁護団の提出書面は残されており今日現在は原告優位で進められています。生活保護基準はその受給者だけでなく、年金や母父子家庭加算手当等の基準にもなっておりますので各受給者の為にもぜひ勝訴したいです。次回の公判は7月21日（金）13時30分東京地裁103号法廷でおこなわれます。また年内の予定は10月16日（月）13時30分（最終意見陳述予定）、12月12日（火）13時30分（結審予定）東京地裁103号法廷となっております。来年春には判決が出るはずですので何卒支援を宜しくお願いします。



## DV被害女性、子どもに中長期の伴走支援を

遠藤良子(NPO法人くにたち夢ファーム Jikka 代表)

2015年にJikkaを立ち上げて8年が経ちました。最初はDV被害当事者女性を中心に総合的な支援を目指して活動を開始しました。責任者の遠藤が地方自治体の女性相談員の仕事をする中で、DV防止法では救済しきれない（身体的暴力がない精神的暴力、経済的暴力、性的強要、子から親や兄弟間の暴力、病気や精神疾患がある被害者）のため、行政の支援を受けられずに、やむなく夫や家族のもとに戻る人や、また避難後の居住地で不安や孤立感に苛まれて元夫の下に戻って更に酷い暴力を受けて再び支援を求めて

くる人、家を出たいが働けないためお金がなく部屋が借りられず精神的暴力に耐えている人等の存在を知るにつけ、どうにかできないものかと頭を悩ませていました。

女性相談の仕事をして、いかに女性の人権がないがしろにされているか、特に家庭家族という密室の中で女性や子どもに自由がなく男性である夫や父親に従属させられているかを具体的に目の当たりにしました。ジェンダー指数125位の国の女性たちの社会的地位の低さを実態として知り、DVはその一つの象徴的事件であると思いました。「配偶者暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)は加害者を罰するのではなく被害者を保護することを定めたものであり、そもそもDVは犯罪だと規定してもその犯罪を犯した人はよほどのことがない限り罰せられることもなく放置され、被害者の方が怯え逃げ惑わねばならないことになっています。命の危険があればシェルターに保護されて逃げることはできます。しかしそれだけでことはすみません。その後の生活再建がとても大変です。

DVの本質は相手を支配しコントロールすることです。被害者は力やお金で支配されるだけでなく、そのことを通じて洗脳され自分の人生まで支配されていきます。自分の人生なのに自分で考えて自分で決めることができなくなり何でも言われるとおりにしかできなくなります。自分の意思を持って行動すると否定されるので何でも相手の言うなりになってしまう人になってしまいます。DVから逃げて新たに生活再建を始めても、何をどうしていいかわからない、家具一つ買うのも選べずにとっても時間がかかる。仕事の面接も対人不安があり怖い。道を歩いても男性を見ると夫ではないかと怯えてしまう。そんな状態で引越しや子どもがいれば子どもの転校の手続きや、やらねばならないことが山ほどある。新しい土地で知らない人の中で、自分の素性を隠して暮らすのは並大抵なことではない。そういうときに、そばにいて手伝ってくれる人がいたらずいぶん違う。また安心して話したり

相談したりできる人がいたら心強い。何とかやってみようという気がする。そうしたエンパワメントのために支援者が必要です。これはDV被害者に限らず、様々な困難を抱えた女性がそこから脱却し新たな歩みを始めようとするときに、1人では潰れてしまいそうになり諦めたり自暴自棄になったりすることが多い中で、そこに伴走する人がいれば何とか持ちこたえ少しずつ自分の足で歩いていけるようになる。そうした中長期的な支援が求められています。避難する一時だけでない切れ目のない支援が、女性が自分の人生を自分のものにするためには必要です。夢ファーム Jikka はそうした伴走者でありたいと活動を続けています。

昨年女性支援新法ができました。超党派の議員の協力で成立しました。女性や性的マイノリティの人々が安心して生きられる社会を目指すのはこれからです。これまで女性は福祉の対象ではありませんでした。唯一女性を救済する法律は売春防止法でした。これは売春を犯罪とみなしそこにおかれた女性たちを保護矯正の対象とみなし、その人権はないがしろにされてきました。DV防止法ができてその救済は66年前の売春防止法で作られた婦人相談員、婦人相談所、婦人保護所を使って行われてきたために当事者の人権は後回しになっていました。それでは本当の救済にはならないという声が大きくなりやっとできた法律です。DVだけではなく、女性のあらゆる困難を解決していくための法律として機能させていくために当事者中心主義と、公的機関と民間の協働がうたわれています。女性支援は始まったばかりです。地域からこの中身を作っていきたいものです。



# 「繋いだ手と手は離さない」

## —外国人支援活動の現場から—

瀬戸大作（一般社団法人 反貧困ネットワーク 事務局長）



### 【無実の隣人に死刑執行ボタンを間接的に押す「入管法改悪法案」が強行採決された】

●日本に逃げてきた仲間を見殺し、無実の隣人に死刑執行ボタンを押す、入管法改悪法案が強行採決された。「仲間を殺すな！」私たちのこの叫びを聞くこともなく、ウイシュマさんの家族の目の前で、差別が法制化されたのだ。難民なんていないと恣意的で偏った難民審査、送還忌避者を犯罪者（予備軍）が多いとでっち上げ、人権より国益（治安）と叫び、子どもの在留資格を取引材料に使い、その過程のなかで、立法事実を根本的に覆す事実がどんどん明らかに。大臣は国会で口を閉ざした。審議に耐えないと踏んだからこそ採決を急いだといえる。いのちにかかわる問題を多数決で決め、民主主義がまた死んだ。

### 【日本人でも、ナニジンでも、ここ（日本）に生きている人として】

●反貧困ネットワークの困窮者支援では、生存権を奪われた状態が続く仮放免の外国人の生活・医療・居住支援を続けている。国籍に関わらず！在留資格に関わらず！日本人でも、ナニジンでも、ここ（日本）に生きている人として、貧困状態に置かないことを理念にしてきた。外国人支援に費やした費用は既に 8 千万を超えた。仮放免者は、地域に出ていっても住む家もない、働くことも許されない、医療を受けることもできない。入管に長く収容されている人は非常に体調が悪い。そうした人を支援団体がお金を出して病院に連れていきます。その人たちは生き

ているわけです。生存し続けるための最低限の生活保障として居住場所の提供、国民健康保険への加入資格の保障、最低限の生活費の支給を続けてきました。生活保護で外国籍で対象となるのは永住者、定住者、日本人の配偶者など、特別永住者、難民認定を受けた者等に限定されている。在留期間に制限のある留学生や技能実習生なども対象外となっている。2月に反貧困ネットワークのシェルターで亡くなった G さんは、コックさん（技能）でした。コロナのあおりを受けてホームレス状態になっていましたが、生活保護は使えず、在留資格も失いました。

●私たち反貧困ネットワークのシェルターに住居する外国人は、全員が在留資格のない外国人、住居の提供だけでなく、生存を守るために、「反貧困ささえあい基金」で最低限の生活費を給付し続ける。三年前に反貧困ネットワークでは個室シェルターを所有していなかった。現在は 32 部屋を運営しているが、約半数が仮放免などの外国人。シェルターが何部屋あっても足りないし、終わりのないサポートが必要となります。住まい喪失の可能性がある外国人の短期家賃保障事業、公的保険が適用されない外国人の医療支援も始めています。

### 【「仲間を殺すな！入管法改悪を本気で止めたから本気で闘う】

●入管難民法改正案が難民申請者の置かれた現実を見る事もなく、当事者の声にも直接、耳を傾ける事もないまま、4月28日、衆院法務委員会

で、自民、公明、日本維新の会、国民民主の与野党4党の賛成で可決された。可決されて以降、私たちが関わる在留資格のない仲間たちの表情が固くなり、強烈な不安に追い込まれていた。反貧困ネットワークで働くミョーチョーチョーさんのインタビューがテレビで放映された。ミョーさんは「本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置」により、半年間、週28時間の就労が可能な「特定活動」という在留資格で日本にいる。だが、これは文字通り緊急避難的な措置で、情勢次第でいつ送還されるかわからない。当事者にとって、とても不安定な在留資格だ。「無理やり強制送還するなら、その場で私自身自殺する」ミョーさんは、既に難民申請が3回却下されていて強制送還の可能性が否定できない。政情不安の国から15年前に日本に逃れてきたCさん「国に帰る事はできない。送還されるぐらいなら日本の刑務所にはいる。」彼女は先月、身体の痛みには耐えられず、支援団体のサポートで入院、4日間の入院で35万円の医療費を払った。難民移民支援のイベントでいつも美味しいお茶を提供してくれるDさんは泣いていました。

「どうしても日本にいたいわけではなく、母国に帰ったら命の危険がある。せめて別の国にいける選択肢をください。強制送還の場合、母国に帰すしかない入管制度となっているのです。」入管に呼ばれる時は現在でも二週間眠れない日が続く。入管収容時の拷問の記憶と強制送還が言い渡され、そのまま入管が用意したチケットで飛行機に乗せられる恐怖、こんなことを言わせて良いのか。人間の命を脅かす社会、人権をおろそかにする社会、夢や希望を踏みにじる社会、人間として存在を認めない。このことは私たちの人権にもかえってくる。

●今回の入管法改悪を廃案に追い込まなければ「仲間が殺される」5月7日の杉並デモを困窮者支援団体や外国人支援団体に呼びかけた。大雨に関わらず3500名が集まった。廃案にするためにはたたみかけた。5月21日渋谷デモには

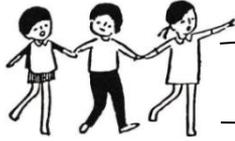
7000名、三回に渡る国会正門前の大集会全て、反貧困ネットワークが言い出しっぺとなった。

●私も同行した『第3回難民問題国対ヒアリング』に支援団体の立場で参加した。日本で生まれ日本語しか知らず在留資格がない10代20才前後の若者からの話を3名の学生と家族に野党議員がヒアリングする。2名の学生と家族は私たちが実際に支援をおこなっている。「早く自分の国に帰ってください。帰らないなら、いつかあなたが学校にいる時、皆の前で連れて帰ります」「お母さんが母国へ帰ったらあなたには在留資格が許可されるかも」という子どもへの脅し発言を入管職員がおこなっていた事に議員も驚き、参加していた議員は泣いていた。お母さんへの入管内での拷問も、本当にひどい。体調不良で在留更新の日動くことができずに在留資格がはく奪され、その後に入管に収容され、2年も子供たちはお母さんの帰りを待ち続けた。高校生たちの悲痛な訴えに与党や維新・国民民主は一度も耳を傾けることはなかった。

### 【今後に向けて】

コロナ対策が終わり、入管収容人数が再び増加している。再収容も増加している。私たちは入管法が成立した事に怯む事なく、入管庁の密室の人権侵害と不当な強制送還を許さない闘いを仲間と強めていきたい。3回以上の難民申請者は「強制送還の恐怖」に怯えている。徹底的に寄り添っていく。地域からあらゆる非正規滞在の人々の生存権保障のための「居住」「生活」「医療」を自治体から保障していく体制づくりを自治体議員と共に取り組んでいく決意も固めている。あらゆる場所で辛い状況にある非正規滞在の仲間たちが「自己肯定感」を回復し、「今日は楽しかった」「喜んでもらえて良かった」そんな場づくりをたくさん企画する。私たちは友だちだ。





## さんきゅうハウスの活動

### 無料弁当と食料品の配布、4年目！

#### 村田修二（さんきゅうハウス理事）

2020年の5月の連休から始まった毎週土曜日の無料弁当と食料品配布は今年の5月でまる3年、現在4年目を迎えました。最初は、「新型コロナに負けるな！無料弁当配布と相談会」というタイトルのチラシを配ったりして、コロナ禍の影響で生活が困難になった方々を想定してはじめました。コロナが終息すればこのお弁当配布も終了だろうと思っていたのですが、コロナについて世間でもあまり騒がなくなってきた現在でも、電気代の驚くような値上がりをはじめとする物価上昇等で私たちの生活は少しも楽にはならず、とても配布をやめられる状況ではないと感じています。毎週土曜日にお弁当や食料品を取りに来られる方々は少しも減らず増えています。

現在さんきゅうハウスでは35個のお弁当を作り、高松町の山本議員事務所前では隔週に青梅市の、りんりんグループが作ったお弁当を配達していただいて、それとフードバンクからいただいた食料品やパルパン、ご近所のパン屋「グラティア」さんからいただいているパンを袋詰めして配布しています。

スタッフもさんきゅうハウスのスタッフに加え、大学生、大学院生のボランティアも加わって多様な人が集まり、人のつながりも広がって来ました。

さんきゅうハウスでは、整理券を配って11時半から配布を開始していますが、配布前にはさんきゅうハウスの前に配布を待つ方々が続々と集まり、配布開始から15分くらいでその日の予定数を配り終わるような現状です。相談に来られる方もひっきりなしの状況です。

配布をしても誰も取りに来ないような（来なくてすむような）世の中になることを切に願いますし、そのような世の中にしていかなければと思います。

### さんきゅうハウスで感じる、出会いとつながり

#### 白井朋世（大学院2年）

私は今年の2月から、さんきゅうハウスの無料弁当配布のお手伝いをさせていただいています。初めてさんきゅうハウスを訪れた日からまだ半年も経ってないことに、自分でも驚くほど、密度の濃い、充実した時間を過ごしているように思います。さんきゅうハウスの活動や無料弁当配布の準備についてはスタッフの皆さんから毎回教えていただいております。座学では知ることができないことをたくさん学ばせていただいています。また、お弁当を配布する際の少しの時間ではありますが、利用者の皆さんとお話する中でも、人生の先輩方からたくさんの生活の智慧を教えていただいたり、こちらの方が励ましをもらっているように感じることもあることもあります。そうした瞬間が、今の自分にとってかけがえのない体験となっており、日々の授業や研究活動の原動力にもなっているように感じています。

私がさんきゅうハウスを訪れるのは基本的に週1回だけですが、スタッフの方や利用者の方の姿を通して、“人と人とのつながり”について、改めて考えるようになりました。それは、さんきゅうハウスに集う多くの方々が“一人の人間として”相手のことを見つめ、自分のことも見つめながら、言葉を交わす姿を目にするからだと思います。孤立の問題が一層深刻になってきている社会の中で、人と人が出会い、一緒に語り合える場にもなっているのではないかと感じています。もちろん、語り合う中で意見が対立したり、誤解が生じることもあると思いますが、そうした状況を解決するための話し合いをしたり、互いの理解をすりあわせたりする過程を経ることができるのもまた、人と人が向き合っているからこそこのことなのかなと思います。私自身もさんきゅうハウスで出会った方々とのつながりを大切にしながら、これからもお手伝い等に来させていただきたいと思っていますので、今後もよろしくお願ひします。



## 居場所としてのさんきゅうハウス

小島章寛 35歳 (さんきゅうハウス)

さんきゅうハウスには色々な人が来る。病気の方や貧困に困った方に限らず自分みたいに若い人や学生のボランティアという名の勉強に来る子達も居るその中でこんな言葉を良く聞く「ここは不思議な所ですね」。

自分も初めて行った時に同じ事を感じた。とてもアットホームで他の自立支援の団体とは違いみんなが助け合っている。誰が理事で誰がボランティアで誰が支援されてるなどの立場は関係無い、自分の出来ることを出来る人がすれば良いし、自分の出来ないことは誰かに助けてもらえば良い、そんなに難しい技術は要らない、特殊な資格も要らない、人は人と話をするだけで癒される。

会社や社会などでは立場や利害関係から対立したり、言いたくても言えない事を我慢したりするが、さんきゅうハウスでは何を話しても大丈夫な雰囲気がある。

それは長い時間の中で色々なトラブルを抱えた方が来ても向き合ってきたからこそその生まれた余裕、自分も通っていたらいつかはさんきゅうハウスみたいにどんな人でも受け入れる人になれる気がします。

そうしたら社会の中で会社の中で周りの人を包み込んでいつかはさんきゅうハウスのように「あなたは不思議な人ですね」と言われたと思っています。

最後に一つなぞかけを「さんきゅうハウスと掛けまして夏の自販機と解くその心は？」是非さんきゅうハウスに来て感じてみてください！



P6 白井朋世さん。  
炊き出し弁当で活動中

## ～さんきゅうハウスと闘病生活～吉田美智男さん

聞き手：柏木 阿岐 (さんきゅうハウス理事)

Q 吉田さんはどこでさんきゅうハウスを知ったのですか？

A 昨年 11 月、立川相互病院の相談員から紹介されました。病院から退院後の生活は立川市で生活保護を申請し無料低額宿泊所に行くか、さんきゅうハウスを頼りアパートを借りて生活できるかもしれないと言われました。

胸腺癌のステージ 4 と診断され、民間のアパートを自分では契約できないこともあり通院できる距離のアパートをさんきゅうハウスで借り上げてもらいました。

Q さんきゅうの近所のアパートに居住してからの新しい生活について。

A 生活保護で使える生活扶助費での自炊生活は物価、光熱費の高騰もありすごく不安でしたが、土曜日の配布会で食料品の提供もありすごく助かっています。

さんきゅうハウスには徒歩 1 分で行けるので多少体調が良くない時でも安心して生活ができています。カフェでもお話し相手がいて心の面でもいい影響があるのかなと思います。

Q 現在の身体の状態、闘病生活は？

A 退院後は毎週火曜日に抗がん剤治療を続けています。

普段は何もしていないと気が滅入るので体調の良い日は倉庫の物資の仕分けなどをやらせてもらっています。K さん宅の庭木の剪定もやりました。

今後もボランティア、手伝えることがあれば参加したいと思っています。





## 【特定非営利活動法人さんきゅうハウス総会】

9月24日(日)午後2時~4時 立川アイム第3学習室(立川駅北口徒歩7分)

\*議決権のある会員は年間3千円以上の寄付、会費納入者ですが、どなたでも参加できます。



## さんきゅうハウス秋祭り

~みんなが集っておしゃべり&お楽しみ~

10月21日(土)午前11時~午後3時

ガニガラ広場(予)モルール柴崎体育館下車徒歩3分

バーベキュー屋台、ソフトドリンク、ビンゴゲーム他

\*小雨決行。雨天の場合はきゅうハウスカフェで交流会。

当日はさんきゅうハウス、山本議員事務所前での炊き出し弁当配布はありません。



2022年の秋祭り



## カンパのお願い

さんきゅうハウスの活動はみなさまからの物心両面にわたるご支援のおかげで続けることができました。引き続きカンパのご協力をお願いします。

政府は来年度から高齢者、障害者らがアパート契約をしやすくすることや見守り支援の居住支援策を発表しましたが、大切なのは家族がいない、頼れる人がいない方が健康で安心して地域で生活が続けることができるようにすることです。さんきゅうハウスは入居者支援、管理人業務、近隣の利用者支援をギリギリの状態で行なっています。どうかご支援ください。

### 【提供してほしい物品】

テレカ、お米、食糧、電子レンジ、炊飯器、テレビ、新品下着、靴下、新品タオル、Tシャツ、スウェットパンツ、Gパン、スニーカー、通信端末(ガラケー、スマホ4G)、コンロ、布団(袋入り)

### 【カンパ振込先】

☆郵便振替

口座番号：00100-4-487905

口座名：さんきゅうハウス